

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 基本的事項</p> <p>1 目的 〔略〕</p> <p>2 用語の定義 (1) ～ (7) 〔略〕</p> <p>3 登録事業者の責務 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 高齢者生活支援サービス等の提供</p> <p>1 総則 (1) ～ (2) 〔略〕</p> <p>2 資格者の配置 (1) ～ (4) 〔略〕 <u>〔追加〕</u></p> <p>3 状況把握及び生活相談サービスの提供 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 基本的事項</p> <p>1 目的 〔略〕</p> <p>2 用語の定義 (1) ～ (7) 〔略〕</p> <p>3 登録事業者の責務 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 高齢者生活支援サービス等の提供</p> <p>1 総則 (1) ～ (2) 〔略〕</p> <p>2 資格者の配置 (1) ～ (4) 〔略〕 <u>(5) 有資格者等がサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該サービス付き高齢者向け住宅の敷地に隣接若しくは近接する土地に存する建物に常駐しないこととしても、入居者の健康状態、要介護状態その他の事情を踏まえて入居者の処遇に支障がない場合であり、かつ、有資格者等が常駐しないことについてあらかじめ入居者の同意を得た場合に限り、次の①～③のとおり状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することにより、有資格者が常駐しないことを可能とする。なお、ここにいう「入居者の処遇に支障がない場合」には、健康状態が悪化し体調に急変が生じるおそれがある入居者がいる場合、新型コロナウイルス感染症等に罹患した入居者がいる場合及び要介護・要支援状態の入居者がいる場合は含まれないものとする。</u></p> <p><u>① 各居住部分への訪問、電話、居住部分内での入居者の動態を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法により、毎日 1 回以上、状況把握サービスを提供すること。</u></p> <p><u>② 各居住部分に、緊急通報装置を設置して状況把握サービスを提供すること。</u></p> <p><u>③ 夜間を除き、生活相談サービスを電話、テレビ電話装置等の情報通信機器による対応等、入居者が能動的に有資格者等に相談できる方法により提供すること。</u></p> <p>3 状況把握及び生活相談サービスの提供 〔略〕</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">第3章 住宅の管理及び運営</p> <p>1 業務委託する場合の留意事項 〔略〕</p> <p>2 入居者による医療、介護サービス等の選択 〔略〕</p> <p>3 登録及び運営に関する情報の開示 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>4 運営に関する入居者の意見の聴取 〔略〕</p> <p>5 高齢者虐待の防止等 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>6 非常災害対策 (1)～(2) 〔略〕</p> <p>7 秘密保持等 (1)～(2) 〔略〕</p> <p>8 関係書類の整備 〔略〕</p> <p>9 準用 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">第3章 住宅の管理及び運営</p> <p>1 業務委託する場合の留意事項 〔略〕</p> <p>2 入居者による医療、介護サービス等の選択 〔略〕</p> <p>3 登録及び運営に関する情報の開示 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>4 運営に関する入居者の意見の聴取 〔略〕</p> <p>5 高齢者虐待の防止等 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>6 非常災害対策 (1)～(2) 〔略〕</p> <p>7 秘密保持等 (1)～(2) 〔略〕</p> <p>8 関係書類の整備 〔略〕</p> <p>9 準用 〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">第4章 契約内容等</p> <p>1 登録事項等についての説明書 〔略〕</p> <p>2 契約締結に関する手続等 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 契約内容 (1)～(11) 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">第4章 契約内容等</p> <p>1 登録事項等についての説明書 〔略〕</p> <p>2 契約締結に関する手続等 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 契約内容 (1)～(11) 〔略〕</p>

現 行	改 正 案
<p>4 前払金 (1)～(7) [略]</p> <p>5 登録事項等及び契約内容の変更並びに解約等の手続き [略]</p> <p style="text-align: center;">第5章 入居者募集等</p> <p>1 入居者の募集 (1)～(2) [略]</p> <p>2 入居資格 [略]</p> <p>3 広告表示 (1)～(5) [略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 登録後の各種手続</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 登録更新 (1)～(3) [略] <u>[追加]</u></p> <p>5 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本指針は、平成27年8月1日から施行する。 2 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本指針は、平成29年4月1日から施行する。 2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本指針は、平成30年12月1日から施行する。 2 本指針の施行の際現に入居者に交付されている高齢者住まい法第17条（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅にあつては、同条及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の7）に規定する書面は、なお従前の例によることが</p>	<p>4 前払金 (1)～(7) [略]</p> <p>5 登録事項等及び契約内容の変更並びに解約等の手続き [略]</p> <p style="text-align: center;">第5章 入居者募集等</p> <p>1 入居者の募集 (1)～(2) [略]</p> <p>2 入居資格 [略]</p> <p>3 広告表示 (1)～(5) [略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 登録後の各種手続</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 登録更新 (1)～(3) [略] <u>(4) サ高住の登録の更新を申請するに当たり、既に都道府県知事に提出されている登録申請書の添付書類の内容に変更がないときは、登録申請書にその旨を記載し、当該書類の添付を省略することができることとする。</u></p> <p>5 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本指針は、平成27年8月1日から施行する。 2 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本指針は、平成29年4月1日から施行する。 2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本指針は、平成30年12月1日から施行する。 2 本指針の施行の際現に入居者に交付されている高齢者住まい法第17条（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅にあつては、同条及び老人福祉法施行規則（昭</p>

現 行	改 正 案
<p>できる。</p> <p>附 則</p> <p>1 本指針は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p><u>〔追加〕</u></p> <p>別記様式1（第4章1関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">登録事項等についての説明書（重要事項説明書）</p> <p>（説明する者）</p> <p style="padding-left: 40px;">貸主（甲）住所</p> <p style="padding-left: 80px;">商号、名称又は氏名</p> <p style="padding-left: 40px;">代理人 所属</p> <p style="padding-left: 80px;">職名及び氏名</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条（及び老人福祉法第29条第5項）に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭</p>	<p>和38年厚生省令第28号）第20条の7）に規定する書面は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 本指針は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 本指針は、令和4年9月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この指針の施行の日前にされた高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下この項において同じ。）の申請であって、この指針の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この指針の施行の際現に提出されている登録申請書の様式は、なお従前の例による。</u></p> <p>別記様式1（第4章1関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">登録事項等についての説明書（重要事項説明書）</p> <p>（説明する者）</p> <p style="padding-left: 40px;">貸主（甲）住所</p> <p style="padding-left: 80px;">商号、名称又は氏名</p> <p style="padding-left: 40px;">代理人 所属</p> <p style="padding-left: 80px;">職名及び氏名</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条（及び老人福祉法第29条第5項）に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭</p>

現 行		改 正 案	
高齢者生活支援サービス	略	高齢者生活支援サービス	略
家賃の概算額	略	家賃の概算額	略
共益費の概算額	略	共益費の概算額	略
敷金の概算額	略	敷金の概算額	略
入院等における不在時における家賃等の費用の取扱い	略	水道光熱費の支払方法	
		入院等における不在時における家賃等の費用の取扱い	略
以下略		以下略	
(略)			

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	<input type="checkbox"/> 自ら管理 <input type="checkbox"/> 管理業務を委託
委託する業務の内容(委託事項)	
管理業務の委託先	
以下略	略
その他計画的な修繕予定	

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方法	<input type="checkbox"/> 自ら管理 <input type="checkbox"/> 管理業務を委託	
委託する業務の内容(委託事項)		
管理業務の委託先		
以下略	略	
その他計画的な修繕予定		
登録の更新の申請の日前一年間における入居者の数及び退去者の数	入居者の数	人
	退去者の数	人

現 行	改 正 案		
<p>(略)</p> <p>10. 登録の申請が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨</p> <div data-bbox="189 768 1484 840" style="border: 1px solid black; height: 34px; width: 436px;"></div> <p>11. その他事業運営状況（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅である場合に作成） (略)</p>	<p>(略)</p> <p>10. <u>保健医療サービスを提供する体制に関する事項</u></p> <table border="1" data-bbox="1525 443 2819 527"> <tr> <td data-bbox="1525 443 2148 527">保健医療サービスを提供する体制に関する事項</td> <td data-bbox="2148 443 2819 527"></td> </tr> </table> <p>※保健医療サービスを提供する場合に限り記入すること。</p> <p>11. <u>運営方針</u> <u>別添5-2のとおり</u></p> <p>12. 登録の申請が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨</p> <div data-bbox="1525 789 2819 861" style="border: 1px solid black; height: 34px; width: 436px;"></div> <p>13. その他事業運営状況（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅である場合に作成） (略)</p>	保健医療サービスを提供する体制に関する事項	
保健医療サービスを提供する体制に関する事項			